

議 長	副 議 長	局 長	次 長	議事係長	係

議員定数に関する特別委員会会議録			
日 時	平成 1 0 年 1 2 月 2 1 日 (月)	開 議	午後 1 時 0 0 分
		散 会	午後 2 時 4 1 分
場 所	第 2 委 員 会 室		
議 題	付 託 案 件		
出 席 委 員	中畑委員長、佐々木 (勝) 副委員長、鈴木、松本、見楚谷、斉藤、佐野、佐藤 (幸) 、新野、武井、西脇、高階各委員		
説 明 員	総務・財政・企画各部長ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。			
委員長			
署名員			
署名員			
書 記			

～ 会議の概要 ～

○委員長

開議宣告。署名員に松本、斉藤両委員を指名。付託案件を一括議題とし、これより意見交換に入る。

○佐藤(幸)委員

定数問題について、改めて各党の考え方を聞きたい。

○西脇委員

地方自治法第91条で定めている法定数は、憲法第93条を受けて自治体の人口規模に応じ自動的に決定する基準を定めたものである。この基準は住民の代表機能を十分に発揮できるように人口規模と会議の運営規模を考慮して定められたものである。同時に、議員定数は条例で特に減少することができるとなっているが、これはあくまで例外として行うものである。政府や財界等はこの条項を悪用し、行政改革の一環として定数削減キャンペーンを繰り広げてきた。多くの自治体はこれに迎合しているというのが実態である。北海道町村議会議長会の事務局長は「あるまちで定数削減を実施すると、根拠のないまま周辺自治体に波及する。行政監視が少なくなることは分権時代に逆行するものであり、特にここ数年間それが目立つ。」と危惧している。

住民の意思をより議会に反映させ、地方自治と地域住民との結び付きを回復し、地方議会を活性化させるためには議員定数を党利党略の道具にするのではなく、削減されてきた定数を自治法の精神に沿って回復することが大切である。

○見楚谷委員

今後、地方分権が進んでいくこと、また、現在人口減が続いているが、築港再開発による人口増も見込まれること等も考慮して最終判断をしていきたい。

○武井委員

法定数40名の全国類似都市30市を調査してみたが、行政区域の平均面積を100とした場合、小樽は179である。全国平均では議員1人当たり3.77K㎡に対し、小樽は6.75K㎡であり、行政区域の面からも検討せざるを得ないのではないか。

また、議員報酬や議会費と一般会計との割合を他都市と比較しても、小樽の現状は不備である。これらをきちんとするにはまず議会運営委員会に課せられている多くの課題を解決していくことが先決ではないか。

道内の議員定数を見直した市では、長いところでは稚内が2年3ヵ月、短いところでは登別など3市が8ヵ月と十分に議論されてきた。地方自治法の改正ということも絡めてもう少し時間をかけて慎重に対応していくべきではないか。

○斉藤委員

定数削減の声は議員の資質に対する疑問や顔の見えない議会に対する市民の苛立ちであり、真摯に受け止めなければならない。厳しい社会情勢にあるからこそ、市民の側に立った代弁者が必要であるという意見も説得力がある。一方、定数を削減して身をもって示すという考え方も多くの市民の共感を得られるとも考える。この委員会の目的は一義的には定数の見直しであるが、真の目的は議会の信頼回復であること考える。その意味において活性化に関する決議をまとめるに至ったのは一つの成果と思う。議員の資質の向上とは議員個々の人格の問題であり、少なくとも市民の目にさらされることは効果的である。

市民クラブは市民の批判に対して身をもって示し、信頼回復を目指すという意味で定数削減を支持したい。ただし、定数32人が必ずしも論理の一貫性と説得力に優れているとは断言できないことを申し添えたい。

○佐藤(幸)委員

定数削減の根拠となっている自治法第91条第2項について、森北海学園大学教授は尋ねたときに「それは特殊な場合ではなく、あくまでも議会で決定することである。」と言っていた。これについてはどのように考えている

か。

○西脇委員

人口が15万から20万人の場合、法定数は40人となっているが、例えば15万人を10人超えた場合に法的には40人にすることは可能であるが、そのときには敢えて40人にしないで36人のままでよいのではないか。そのようなときに適用する条項と考えている。

○佐藤(幸)委員

柔軟性がある結構であるが、超える範囲は1,000～2,000人くらいの幅をもってもよいのではないか。

○西脇委員

15万人を超えたら法定数を40人にすることは可能であるが、今話したような方法もよいのではないかということである。

○佐藤(幸)委員

昭和61年に自民党が定数削減の条例を提出したときもそのような議論であり、その姿勢はずっと続いている。定数を36人にしたのは違法ではないが、とんでもないということで今日に至っている。今回もそのような論理であるが、何の注釈もなく自治法第91条第2項をそのように解釈していいのかを確認したい。

○高階委員

法律上は具体的な理由はないので、それは素直に受け止める。したがってどうしても削減する必要はないと頑張るつもりはない。ただ、法律の本文に当たるのが第1項であり、人口規模に応じて何人とうたわれている。それぞれの自治体の事情によって法定数を削減することができるという程度の意味だと思う。第1項に具体的に人口数と法定数を挙げているので、これを一義的には尊重しなければならないという認識である。

○佐藤(幸)委員

当初の認識より少し幅が出てきたと思う。地方自治法を見ると各条文には何項かの規定があり、特殊なケースには必ず但書がある。ただし、第91条第2項については但書もなく、おそらく議会で決定すべきことという意味だと思う。共産党の考え方もその辺に近づいてきたのかという感じがする。同項では「議員の定数は条例で特にこれを減少することができる。」となっているが、削減することは違法か。

○西脇委員

違法ではない。

○佐藤(幸)委員

議会で削減することを決定したら、それに従っていかなければならないということか。

○西脇委員

それは勿論そうである。

○佐野委員

共産党は法定数に戻すべきという主張、市民クラブは我が党の提案に賛成するという考え方である。自民党は共産党が主張する法定数40人、公明党提案の32人、さらに市民団体が求めている30人を全て否決し、結果として現状の36人を選択するという考え方か。これまで議論してきたわけであり、36人でよいという理由を明確にすべきではないのか。同じことを民主党にも言いたい。今回は統計学の話もあったが、今回は各市の行政区域の話があった。折角調査したのであれば、それらの区域の市街化区域はどの程度なのか示してほしい。

○見楚谷委員

確かに自民党は定数を明確していないが、それは態度表明の中で明らかにしていくべきと考えている。ただ、意見交換の中で公明党から仮に人口が減少したら、定数を削減すべきであるし、逆に増加したら増員すべきであるという話があったが、条例はそうのように簡単に改正するものなのか。その辺のことも考えていかなければならないと

思う。具体的な数字については討論の中で態度を表明していきたい。

○武井委員

行政面積は一つの例として出したわけであり、定数問題はいろいろな見地から検討をしていく必要がある。市民は一体何を望んでいるのか、議会の透明性、開かれた議会をまず先にするのがよいのか、それぞれの会派の見解があると思う。

議員報酬の面から調査してみると、全国類似都市の平均では51万6,500円に対し、本市は44万1,000円である。会津若松市を視察したときに、「議員はこのような大変な仕事をしていると市民に思われるようになってほしい。」と言っていた。そうすれば市民は高い報酬を支払うことは惜しまないということであった。議員が必死になって職務に励むとなれば、当然生活の保障も当然考えていかなければならない。また、議会費の一般会計に占める割合を調べてみると、全国平均では0.885%、小樽は0.61%である。仮に全国平均にすれば、小樽市は2億5,022万500円の削減をしていることになる。さらに定数40名の類似都市の平均財政規模は586億4,200万円に対し、小樽市は745億7,619万6,000円であり、これは全国平均の一般会計に換算すると議員43人に相当する。

また、資質の向上を図るとすれば、例えば代表質問の内容を含めた議会報告、あるいは各会派から編集委員を選出して議会報の発行、日曜議会の開催等も必要である。また、従来から議会運営委員会で積み残しになっている課題も解決しなければならない。市政の重要な問題についてはアンケート調査、各種審議会や各団体との話し合いを行ってきているが、さらに一步進めて住民投票制も会派内では論議してきた。今求められているのは議員の削減ではなく、住民の信頼を取り戻すためにどのようにすればよいか、まず議会を改革していく必要があるのではないか。このような立場で現状維持がよいと考えている。

○斉藤委員

我が会派の考え方は定数32人で結構である。ただ、必ずしも32人という数字は説得力に優っているとは断言できない。我々も定数削減が市民の声であるということを体感したが、何人削減するのかと言えば、説得力のある論理的なものが打ち出せなかった。32人というのは1割カットという理由しか辿り着けなかった。

法の精神からいっても人口と議員定数の係わり合いは強いと思う。人口をどのように予測するかは非常に難しい。人口がマイナスに落ち込んでいるところから考えると、どのような手法をとってもマイナスである。また、平均値である17万5,000人を一つの目安にするということであれば、小樽市の人口が増えていった時からのサンプリングをしなければならないと思う。少なくとも我々はこれが正しいという数字を示せなかったということである。

○佐藤(幸)委員

仮に来年の統一地方選挙にあたり、現行の定数36人のまま実施したら、おそらく落選者は二、三名くらいであり、本当の意味で市民は選択できるのか疑問である。

自民党の中では2人削減し定数を34人にすべきであるという議論があったと聞く。この4年間の議会は自民党が過半数を占め、自民党がリードしてきた議会でもあった。今回の定数問題も自民党が賛成すれば決定されるわけである。昭和61年には現在と同じ理由で4名削減しながら、何故、今回はそれができないのか。

○見楚谷委員

議員定数は議員個々の身分の問題であり、議員会の中でいろいろな意見が出たのは確かである。しかし、その中で個人的に意見は出されたが、議員会としてどのようにするかという話にはなっていない。議員会として話を集約した中で当委員会の委員に任せるということで進んでいる。具体的な数字については態度表明の際に述べたい。

○佐野委員

議員の身分は市民に対する身分であって、自らの身分ではないということをまず認識してもらいたい。これまで

の議論を聞いていると、自分が当選するか否かの身分の議論をしているのではないかと感じる。全道・全国的に定数削減の方向に動いている。行政改革・人口減・効率的な議会運営・議員の資質等について、定数が36人であれば32人であれば、我々の責任としてきちんと議論をしていかなければならない問題と思う。定数問題と議会改革とは基本的に違うのではないか。

○見楚谷委員

あくまでも議員定数と議会改革は別個に考えていかなければならないと思う。来年改選期を迎えるわけであり、その中で議会改革は詰めていくべきである。議員定数については保身のために言っているのではない。我々も市民と話をしているが、他都市が削減しているから本市も行うべきという話にはならない。

○武井委員

我々は昭和61年の定数削減の際にも反対し、今回も反対である。我々は一貫してそのような方向できている。

○委員長

意見交換を終結する。

休憩 午後1時45分

再開 午後2時30分

○委員長

一括討論に入る。

○見楚谷委員

陳情第79号、第82号、第83号は不採択、議案第29号は反対の討論を行う。陳情第79号については本会議で詳しく討論を行いたい。陳情第82号及び第83号は12年前に我が党は議会の活性化を図るために定数40人から36人に削減し、今日に至っており、法定数に戻す陳情には同意できない。議案第29号は10年度当初予算に占める議会費の割合が0.6%であり、他都市と比較しても決して多い数字ではなく、市民負担が大きいとは言えない。また、現在市内で進行中の再開発事業等による人口増も予想されることから賛成できない。

○高階委員

議案第29号は反対、陳情第79号は不採択、第82号及び第83号は採択の討論を行う。今回の議員定数の問題を契機に議会活性化について前向きに取り組まれたことは良かった。議員は主権者である住民の願いを行政に反映させるためにも、行政をチェック・監視することが大事な任務であると思う。定数削減は民主主義の根幹に関わる大事な問題であり、これは軽視できない。

議員数を客観的に正しく示すことは難しい問題であるが、地方自治法によって法定数が定められているので、それに従わざるを得ない考える。合わせて財政問題も避けて通れない問題である。狭い議会費だけを問題にするのではなく、市の財政全体について無駄がないかを考えていくべきである。住民から信頼できる議会活動を目指し、お互いに精進していくべきではないか。

○武井委員

議案第29号は反対、陳情第79号、第82号、第83号については不採択の討論を行う。我々は定数削減が先か、議会改革が先かを論議してきたが、やはり住民の信頼を回復するために、理解しがたいとされている議会を広く知ってもらうことに努力することが先決であると思う。そのために議会活性化に関する決議に賛成してきた。今後の議会運営については今まで積み残してきた多くの諸問題を早期に解決しながら、議会改革を行っていきたいと考えている。

○佐藤(幸)委員

議案第２９号は我が党提案の議案であり賛成である。陳情第７９号、第８２号、第８３号は我が党の意見と異なるので反対をする。我が党としては人口と議員数、人口と職員数は比例していくべきと考える。その後に議員の資質、システムの確立等を考えていかなければならないと思う。今回、議会活性化の決議がされるが、これは議員定数の問題と別であると思う。一步でも前進した形で議会報の発行やテレビモニターの設置等を行うことになったが、これについても２，０００万円前後の経費がかかる。その中で本当に市民の負担が増えていかないのか。定数を削減しないことが果たして良いことなのかと考えている。ぜひ我が党の議案に賛同願いたい。

○ 斉藤委員

議案第２９号は賛成、陳情第７９号、第８２号、第８３号は不採択の討論をする。今、市民から起きている削減の声は顔の見えない議会、議員の資質への疑問などに対するいらだちであり、我々議員は真摯に受け止めなければならないと感じている。このような厳しい世情であるから、市民の側に立った多くの代弁者である議員が必要であることも理論的に説得力があるし、一方、これからの小樽市の健全性をどう保っていくかという議論の中で、定数削減を行政や市民に対し身をもって示すことも大切であり、市民の共感を得られると信じている。

当委員会の目的は定数の見直しだけではなく、議会そのものの信頼回復にあり、その意味では議会活性化の決議がまとまるに至ったのは一つの成果であると考えている。我々議員は厳しい状況にさらされているということを認識し、今後議会・行政が力を合わせて行っていかなければならないと確認した。よって議案は賛成という結論に至った。

○ 委員長

討論を終結し順次採決する。

陳情第７９号は全会一致で不採択と決定する。議案第２９号、陳情第８２号、第８３号はいずれも賛成少数により、議案は否決、陳情は不採択と決定する。

○ 委員長

閉会宣告。